

議案第28号

多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例の制定について

多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の配置分合に伴う地域自治区の設置
に関する協議書に定められた事項を変更する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第2項の規定に基づき、多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議（平成17年2月21日告示。以下「協議」という。）により定められた事項を変更することを目的とする。

(地域自治区の事務所の変更)

第2条 協議により定められた地域自治区の設置に関する協議書第3条の表を次のように改める。

事務所の位置	事務所の名称	所管区域
多可町中区岸上281番地17	多可町中地域局	合併前の中町の区域
多可町加美区豊部250番地	多可町加美地域局	合併前の加美町の区域
多可町八千代区中野間650番地1	多可町八千代地域局	合併前の八千代町の区域

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書 新旧対照表

現 行			改 正		
○多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書			○多可郡中町、同郡加美町及び同郡八千代町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書		
平成17年 2 月21日告示			平成17年 2 月21日告示		
(事務所の位置、名称及び所管区域)			(事務所の位置、名称及び所管区域)		
第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。			第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。		
事務所の位置	事務所の名称	所管区域	事務所の位置	事務所の名称	所管区域
多可町中区中村町123番地	多可町役場	合併前の中町の区域	多可町中区岸上281番地17	多可町中地域局	合併前の中町の区域
多可町加美区豊部240番地	多可町加美地域局	合併前の加美町の区域	多可町加美区豊部250番地	多可町加美地域局	合併前の加美町の区域
多可町八千代区中野間650番地	多可町八千代地域局	合併前の八千代町の区域	多可町八千代区中野間650番地1	多可町八千代地域局	合併前の八千代町の区域